

# 飲料等自動販売機設置に係る 公募型プロポーザル募集要領

この公募は、都市公園・広場等における公募型設置管理許可事業として、飲料等自動販売機の設置を試行実施するものです。

令和4年2月

座間市 都市部 公園緑政課

## 目次

1	募集の趣旨	1
2	募集物件	1
3	設置期間	1
4	提案内容	1
5	応募の資格	2
6	設置にあたっての条件	2
7	応募申請手続き	4
8	資格確認結果及び提案要請書の通知	5
9	質問及び回答	5
10	提案書の提出	6
11	プレゼンテーション	6
12	候補者の選定方法及び結果の通知について	7
13	設置予定事業者決定後の手続き	7
	覚書(例)	9

### 募集から販売開始までの流れ

①	募集要項の公表	令和4年2月3日
②	参加表明書及び参加資格書類の受付	令和4年2月3日～10日
③	参加資格確認	令和4年2月14日～15日
④	参加資格確認結果及び提案要請書の送付	令和4年2月16日
⑤	募集事項に関する質問受付	令和4年2月16日～ 2月21日
⑥	募集事項に関する質問回答	令和4年2月22日
⑦	提案書の受付	令和4年2月22日～28日
⑧	プレゼンテーション	令和4年3月2日予定
⑨	選定委員会開催	令和4年3月7日まで
⑩	評価結果通知	令和4年3月上旬予定
⑪	申請等手続き・契約締結	令和4年3月中旬予定
⑫	設置工事等協議	令和4年3月中旬予定
⑬	設置工事	令和4年3月中～4月中旬予定
⑭	販売開始	令和4年4月1日から順次販売

## 1 募集の趣旨

座間市（以下「本市」という。）では、次に掲げる都市公園・広場等の利便性向上等を目的に、飲料等自動販売機を設置することとし、設置事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、本件は、本市都市公園・広場等における飲料等自動販売機の設置にあたり、売上手数料等の提案を条件とする公募として実施するものです。

## 2 募集物件

（A）飲料自動販売機と（B）アイス自動販売機の設置を募集します。

設置物件を（A）及び（B）の2グループに分け、グループ単位で募集します。設置施設及び設置場所については、別紙1「公園全図」を参考に現地を確認して提案してください。景観等に問題がある場所については、協議します。

（A）飲料自動販売機の設置施設数は、都市公園10施設以上、都市公園以外5施設以上とします。芹沢公園及びかにが沢公園は、別紙2「飲料自動販売機設置場所」にて設置場所を指定します。指定場所以外を提案した場合は協議します。

参考）よく利用される公園・広場

芹沢公園、かにが沢公園、スカイグリーンパーク、立野台公園、ひばりが丘公園、ひばりが丘第3公園、入谷くつがた公園、相模が丘仲よし小道、東原仲よし小道、入谷1-1多目的広場、相模が丘6-4多目的広場（相模が丘第3公園）

## 3 設置期間

設置日から令和9年3月31日まで

## 4 提案の内容

応募にあたって、次の事項について提案してください。

### (1) 売上手数料率

売上手数料（公園使用料とは別に本市に納付）の手数料率（%）を提案してください。手数料は20%を下限とします。

### (2) 設置施設と設置場所

設置施設と設置場所を地図や図面で表記し、提案してください。

### (3) 周辺環境との調和（ラッピングデザイン等）

設置場所周辺の景観との調和に関する取組を提案してください。

### (4) 空容器回収以外の公園美化

飲料等自動販売機設置に伴うごみの散乱に対する防止柵や清掃美化の取組を提案してください。ただし、空容器の回収容器の設置及び空容器の回収は必須とし、提案には含めません。

### (5) 市内事業者の活用

応募者が市内事業者（座間市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）又は市外事業者に関わらず、設置工事又は管理業務のいずれかにおいて、市内事業者の活用

について提案してください。

(6) 環境対策

環境問題への対策（リサイクルにおける工夫、脱プラスチック等）としての独自の取組があれば提案してください。（提案は任意ですが、事業者選定の評価に含みます。）

(7) その他独自の取組

公園利用者等への利便性向上等に資する独自の取組があれば、提案してください。（提案は任意ですが、事業者選定の評価に含みます。）

## 5 応募の資格

応募者は、次に掲げる条件を全て備える法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募提案書の提出期間の最終日から選考までの間においても、座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがないこと。
- (5) 本要項記載の許可条件及び法令等を遵守し、設置場所に飲料等を販売する自動販売機及び飲料等容器の回収容器等を設置し、許可期間中継続して営業・運営する事業（以下「飲料等自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (6) 平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度において、飲料等自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かす恐れがある団体に属する者でないこと。
- (8) 座間市暴力団排除条例（平成 23 年座間市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者であること。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していない者であること。

## 6 設置にあたっての条件

提案の内容に関わらず、飲料等自動販売機の設置にあたっての条件は、次のとおりです。

(1) 設置許可

都市公園においては、都市公園法第 5 条第 1 項の基づき、都市公園以外においては、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、本市が設置事業者に対して飲料等自動販売機の設置を許可します。

許可期間は、設置事業者の設置開始から令和 9 年 3 月 31 日までとし、更新はできない

ものとし、

許可面積は、飲料等自動販売機 1 台につき 2.0 平方メートル以内とし、その範囲内で空容器の回収容器を設置するものとし、

許可に伴う使用料は、都市公園に関しては、座間市都市公園条例別表第 1 より算定した額とし、都市公園以外に関しては、座間市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例第 2 条により算定した額とします。納付は、本市が発行する納付書により 1 年分を前納してください。

(2) 売上手数料

設置事業者は、飲料等自動販売機の毎月の売上の合計額に、提案の売上手数料率を乗じた売上手数料を納付してください。納付は、本市が発行する納付書により、4 月から 9 月までを前期、10 月から翌年 3 月までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに本市に納付してください。

(3) 設置及び撤去に係る費用

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(4) 電源確保

飲料等自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、設置事業者が工事及び電気料金支払に関する手続きを行ってください。

ただし、本市設置の既存電源（外部コンセント）が設置されている箇所については、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力分の電気料金を、本市が発行する納付書により本市に納付してください。

(5) 制限

次のことを遵守してください。

- ア 許可物件を飲料等自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。
- イ 飲料等自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ウ 飲料等自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。
- エ 販売品目は、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除くこと。
- オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 飲料等自動販売機の仕様等

設置する飲料等自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 大きさは、高さ 2m 以内、重量約 600 kg 以下とすること。
- イ デザインは、障がい者等の利用のしやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ウ 新 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- エ 災害など非常時の際、機器内の飲料水を被災者に供給できること。
- オ 座間市と協議により、機器にラッピングができること。

(7) 販売品目

飲料自動販売機で販売する品目の形態は、次のいずれかの内容とします。

- ア 缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉容器に入ったものとし、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

イ 座間市が指定する品目。なお、商品補充等にかかる経費は設置業者が負担すること。

#### (8) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 飲料等自動販売機の維持管理は、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 空容器の回収は、設置事業者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。

なお、本市はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。

ウ 飲料等自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮すること。

エ 設置事業者は、飲料等自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 飲料等自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において解決を図ること。

カ 苦情・トラブル等の連絡先を、飲料等自動販売機のわかりやすい場所に大きく明示すること。

キ 設置事業者は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。

ク 設置事業者は、飲料等自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。

ケ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料等自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、飲料等自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。

コ 飲料等自動販売機の設置によって第三者が生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は設置事業者が補償すること。

サ 毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに本市に提出すること。

シ 本市が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料等自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

#### (9) 原状復旧

設置事業者は、飲料等自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

#### (10) その他

ア 別紙3「既設自動販売機」の飲料自動販売機は撤去しません。

イ 「既設自動販売機」が設置している箇所付近には、同事業者は設置提案できません。

ウ 本要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

## 7 応募申請手続き

### (1) 申請方法

応募受付期間内に、応募法人が、次に掲げる書類を提出先に持参してください。書類は全て1部ずつ提出してください。

- ・ 応募受付期間：令和4年2月3日（木）～令和4年2月10日（木）  
午前8時45分～午後5時（正午～午後1時を除く）
- ・ 提出先：座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市役所 都市部 公園緑政課 施設係

### (2) 必要な書類

- ア プロポーザル方式参加表明書
  - イ 誓約書
  - ウ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）
  - エ 代表者の印鑑証明書
  - オ 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出）
  - カ 地方税の納税証明書
    - ・ 法人市民税（応募申請時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）
    - ・ 固定資産税（令和元年度、令和2年度の2年度分）
  - キ 財務諸表の写し（直近2年間分）
  - ク 飲料等自動販売機設置運営事業の実績（設置台数、売上高等 ※書式自由）  
（平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年度分）
  - ケ 設置を予定する飲料等自動販売機のカatalog  
（要項6(6)エを満たしていることが確認できること）
- ※ 各証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの
- ※ 書式に定めのない書類には、応募者名を記載しないこと

## 8 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、令和4年2月16日までに本市から応募者に郵送及び電話により通知します。また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。

## 9 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和4年2月16日（水）～令和4年2月21日（月）※午後5時必着

### (2) 質問提出方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、「質問書（様式3）」により事務局に持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。郵送、FAX、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による

質問は受付しません。

事務局：座間市 都市部 公園緑政課 施設係

郵送先：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

FAX:046-255-3550

電子メール：[kouen@city.zama.kanagawa.jp](mailto:kouen@city.zama.kanagawa.jp)

### (3) 回答について

令和4年2月22日(火)までに本市のホームページに回答を掲載します。再質問はできません。

## 1 0 提案書の提出

「4 提案の内容」に従い、提案書をA4縦長ファイル(表紙、目次含む)で作成したものを4部(正1部、副(写し)3部)提出し、持参又は郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

### ア 受付期間

令和4年2月22日～2月28日 ※午後5時必着

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

### イ 提出場所

事務局：座間市 都市部 公園緑政課 施設係

郵送先：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

## 1 1 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、1者20分を目安とし「4 提案の内容」について説明することとします。

(1) 日時等 令和4年3月2日(水) 午前を予定

場所及び時間の詳細は、後日書面にて通知する。

(2) 質疑応答 1者10分程度とします。

(3) 留意事項

ア 提案書に沿って説明は簡潔明瞭に短時間に行うこと。追加の資料は認めない。

イ 出席者は、3名以内とする。

ウ この業務の内容について、中心的な役割を占める者がプレゼンテーションを実施すること。

エ プレゼンテーションで機材を使用する場合は、提案者が準備すること。



なお、プロジェクター（HDMI 接続）及び電源は、市が用意する。

## 1.2 候補者の選定方法及び結果の通知について

### (1) 選定方法

ア 「飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザル選定委員会」を設定し、選定委員会は、事前に提出された提案書等及びプレゼンテーションに基づき、提案の内容を総合的に評価し、合計点で最高点を獲得した応募者を設置予定事業者とします。

イ 選定委員会では、提案内容を評価基準（別記のとおり）に基づいて採点します。採点において提案内容(1)～(4)の一項目でも0点になった場合は、選定しません。

ウ 審査得点が同点の場合は、応募者によるくじ引きで上位を決定します。

### (2) 結果の通知

評価の結果、設置予定事業者に選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知すると共に、後日市ホームページで公表します。

なお、評価結果の異議申し立ては受け付けません。

また、選定委員会における評価に関する資料について公開を求める場合は、情報公開請求に基づき非公開情報に該当する部分を除き、公開するものとします。

(別記)

提案内容	評価基準	配点
(1) 売上手数料率	・20%から追加料率1%につき1点(上限50%まで)	30
(2) 周辺景観との調和	・飲料等自動販売機の周辺景観との調和性	10
(3) 公園美化	・ごみの散乱に対する防止策の具体性：10点満点 ・清掃美化の取組の具体性：10点満点 ※防止策及び清掃美化はどちらか一方だけの提案でも可	20
(4) 市内事業者の活用	・設置工事及び管理業務の両方で活用：10点 ・設置工事及び管理業務のいずれかで活用：5点	10
(5) 環境対策 【任意提案】	・環境対策として独自の取組があれば評価	10
(6) その他独自の取組 【任意提案】	・公園利用者等への利便性向上等に資する独自の取組があれば評価	20
合計		100

## 1.3 設置予定事業者決定後の手続き

設置予定事業者には、設置予定事業者決定通知後速やかに「公園内飲料等自動販売機設置に関する覚書」（別添(例)参照）を締結していただきます。

覚書の締結後、都市公園においては、都市公園法第5条第1項による公園施設の設置許可、都市公園以外においては、地方自治法第238条の4第2項第4号による行政財産の貸付承認を受けていただきます。令和4年3月中旬までに都市公園施設設置許可申請書（座間市都市

公園条例施行規則第3号様式)及び行政財産貸付承認申請書(座間市行政財産貸付要綱第1号様式)に必要な書類を添えて、申請手続きを行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。設置予定事業者は、許可を受けることにより、設置事業者となります。

**【覚書の締結、設置許可及び使用許可の申請窓口】**

座間市 都市部 公園緑政課 施設係

1.4 問合せ先

座間市 都市部 公園緑政課 施設係

電 話 046-252-7222 (直通)

FAX 046-255-3550

E-mail kouen@city.zama.kanagawa.jp

## 飲料等自動販売機の設置に関する覚書（例）

座間市（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、都市公園法第5条第1項および地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく飲料等自動販売機の設置に関する許可にあたり、次のとおり覚書を締結する。

## （対象施設）

第1条 甲が乙に対して設置を許可する物件は次のとおりとする。

公園・広場名	設置場所	設置 台数	許可 面積 (㎡)	月額 使用料 (円)
芹沢公園	座間市栗原 2593-1	6台	12㎡	2,928円
さがみグリーンライン	座間市新田宿 1596	2台	4㎡	113円
〇〇公園	座間市〇〇	〇台	〇㎡	〇〇円

---

〇〇公園	座間市〇〇	〇台	〇㎡	〇〇円
〇〇多目的広場	座間市〇〇	〇台	〇㎡	〇〇円
〇〇子供広場	座間市〇〇	〇台	〇㎡	〇〇円
〇〇緑地	座間市〇〇	〇台	〇㎡	〇〇円

## （使用目的）

第2条 乙は、許可物件を飲料等自動販売機の設置に使用しなければならない。

## （設置許可期間）

第3条 設置許可期間は、令和9年3月31日までとする。

## （設置許可の申請及び使用料）

第4条 乙は、飲料等自動販売機の設置にあたり、都市公園においては座間市都市公園条例に基づき、公園施設の設置許可申請を行い、許可を受けるとともに同条例別表第1より算定した使用料を甲の発行する納付書により指定する期日までに1年分を前納しなけ

ればならない。都市公園以外においては座間市行政財産貸付要綱に基づき、行政財産の貸付承認申請を行い、許可を受けるとともに座間市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例第2条により算定した使用料を甲の発行する納付書により指定する期日までに1年分を前納しなければならない。

(売上手数料等)

第5条 乙は、甲の発行する納付書により売上手数料を納めなければならない。売上手数料は、売上総合計額に〇〇%を乗じて得られる額とする。

なお、売上手数料の納入については、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに納めることとする。

(設置及び撤去に係る費用)

第6条 設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

(電源確保)

第7条 飲料等自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、乙が工事及び電気料金支払いに関する手続きを行うこととする。ただし、本市設置の既存電源(外部コンセント)を使用する箇所は、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力分の電気料金を本市が発行する納付書により、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに納めることとする。

(制限)

第8条 乙は、飲料等自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、飲料等自動販売機設置運営事業の全てを第三者に委託してはならない。

3 販売品目は、酒税法(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を除くこととする。

(維持管理責任)

第9条 飲料等自動販売機の維持管理は、乙が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに在庫・補充管理を適切に行うこととする。

2 空容器の回収は、乙の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理することとする。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。

なお、甲はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。

3 飲料等自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等安全に十分配慮することとする。

- 4 乙は、飲料等自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認しなければならない。
- 5 飲料等自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、乙の責任において解決を図ることとする。
- 6 乙は、苦情・トラブル等の連絡先を飲料等自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示しなければならない。
- 7 乙は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ甲に申し出た上で甲の承諾を受けなければならない。
- 8 乙は、飲料等自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。
- 9 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料等自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。  
また、乙は、飲料等自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担することとする。
- 10 飲料等自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- 11 乙は、毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに甲に提出すること。
- 12 甲が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料等自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

#### (原状回復)

第 10 条 乙は、飲料等自動販売機を撤去するときは、乙の責任のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けることとする。

#### (許可の取消)

第 11 条 甲は、乙がこの覚書に定める義務に違反した場合は、この許可を解除することができる。

2 甲は、設置許可物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、この許可を解除することができる。

3 甲は、乙が座間市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第 23 条に違反した者と判明した場合、この許可を解除できる。

#### (使用料の返還)

第 12 条 甲は、前条に基づき許可を解除した場合は、納付済みの使用料を返還しないこととする。

(疑義の決定)

第 13 条 本覚書に関し疑義があるとき、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 14 条 本覚書に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。  
この覚書を証するため、この本書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号  
座間市長 佐藤 弥斗

乙 ○○市○○  
○○  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長 佐藤 弥斗

所在地

会社名

代表者職氏名

## プロポーザル方式参加表明書

次の案件について、公募型プロポーザルに参加いたします。

件名 都市公園・広場飲料等自動販売機設置事業者選定

担当者連絡先

所属

職氏名

電話番号

FAX 番号

E-Mail

(様式 2)

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長 佐藤 弥斗

所在地

会社名

代表者職氏名

印

## 誓約書

都市公園・広場飲料等自動販売機設置事業者選定のプロポーザル参加にあたり、次の事項について誓約します。

なお、誓約事項に違反した場合は、速やかに書面により報告をするとともに、提案書の提出を辞退し、提案書の提出を行っている場合は、提案書の無効又は受託候補者決定の取り消しとなることについて、一切の異議申立てを行いません。

### 誓約事項

- 1 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な資力、能力等を有しています。
- 2 平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度において、飲料等自動販売機設置運営事業の実績があります。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがありません。
- 5 座間市暴力団排除条例（平成 23 年座間市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当していません。
- 6 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していません。



- 7 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており「個人情報保護法」「座間市個人情報保護条例」を遵守いたします。
- 8 国税及び地方税の滞納はありません。
- 9 上記5又は6に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、座間市が神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

担当者連絡先

所属

職氏名

電話番号

FAX 番号

E-Mail

(様式3)

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長 佐藤 弥斗

所在地

会社名

代表者職氏名

## 質問書

都市公園・広場飲料等自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザルに対し、次のとおり質問がありますので、提出いたします。

(質問内容)

担当者連絡先

所属

職氏名

電話番号

FAX 番号

E-Mail